

【芦屋市】

１．共通基準

- ①位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周囲の景観と調和したものとする。
- ②広告物の裏面及び側面並びに広告物を掲出する物件にあつては、塗装その他の装飾をし、かつ、その装飾を表示面と調和したものとする。
- ③照明を使用する広告物等にあつては、昼間における美観の維持に必要な対策を講じるほか、夜間の景観に配慮すること。
- ④蛍光塗料（蛍光フィルムを含む。）又は反射光の強い塗料を使用しないこと。けばけばしいものとならないよう、色の組合せに配慮すること。
- ⑤建築物等に定着させて表示し、又は設置する広告物等の最上部の高さが、当該建築物等の高さを超えないこと。
- ⑥点滅灯、回転灯、ネオンサイン、電光表示板又は発光ダイオードを利用するものその他常時表示の内容を変えることができる広告物等（以下「ＬＥＤ等」という。）を表示し、又は設置しないこと。ただし、ＬＥＤ等を使用するための合理的な理由があると認められ、必要最小限であり、かつ、小規模なものを除く。
- ⑦アドバルーンは使用しないこと。
- ⑧広告物に使用する１文字当たりの大きさは１平方メートル以下とすること。ただし、地上からの高さが１５メートルを超える箇所に掲出する場合は、２平方メートル以下とすることができる。

２．広告物規制地域ごとの基準

（１）山麓地域

- ①原則として、自家用広告物等、管理用広告物等、案内誘導広告物等のみとする。
- ②下記の広告物は掲出できない。
ア）壁面突出 イ）広告旗
- ③下記に該当し、かつ許可基準を満たしているものは許可不要。
ア）１事業所当たり、５㎡以下かつ２枚以下の自家用広告物等
イ）１団の土地又は１の建築物当たり、５㎡以下かつ２枚以下の管理用広告物等
- ④自家用広告物等、③のイ）に定める数量を超えて掲出する管理用広告物等、案内誘導広告物等の数量の合計は、下記のとおりとする。
ア）一団の土地又は一の建築物当たり、１０㎡以下
イ）１事業所当たり、３枚以下
- ⑤ 色彩
ア）各色相において最も彩度が高い色及び明度が９を超える無彩色は使用できない。
イ）Ｙ、ＹＲ、Ｒの色相において彩度が１０を超える色及びその他の色相において彩度が８を超える色は、表示面の面積の１／３以下とする。
ウ）Ｙ、ＹＲ、Ｒの色相において彩度が６を超える色及びその他の色相において彩度が４を超える色（イ）に掲げる色を除く。）は、２色以下かつ表示面の面積の１／５以下とする。
- ⑥ 壁面利用広告
ア）面積 ・個当たり５㎡以下 ・設置する壁面（占用部に限る。）の１／５以下
イ）高さ ・上端高さ１０ｍ以下
ウ）その他 ・壁面の外郭線からの突出不可
 ・窓・開口部をふさがないこと（広告幕を除く）
 ・意匠が同一のものは１壁面に１個（枚）
- ⑦ 自己敷地内建植え広告
ア）面積 ・１方向５㎡以下
イ）数量 ・２基以下
ウ）高さ ・上端高さ５ｍ以下
- ⑧ 垣・塀利用
ア）面積 ・個当たり５㎡以下 ・設置する面の１／５以下
イ）数量 ・２個以下
ウ）その他 ・垣又は塀の外郭線から突出不可
- ⑨置看板
ア）面積 ・１方向０．５㎡以下かつ個当たり１㎡以下
イ）数量 ・１基
ウ）その他 ・道路上不可

（２）住宅地域

- ①原則として、自家用広告物等、管理用広告物等、案内誘導広告物等のみとする。
- ②広告旗は掲出できない。
- ③下記に該当し、かつ許可基準を満たしているものは許可不要。
ア）１事業所当たり、５㎡以下かつ３枚以下の自家用広告物等
イ）１団の土地又は１の建築物当たり、５㎡以下かつ３枚以下の管理用広告物等
- ④自家用広告物等、③のイ）に定める数量を超えて掲出する管理用広告物等、案内誘導広告物等の数量の合計は、下記のとおりとする。
ア）１団の土地又は一の建築物当たり、２０㎡以下
イ）１事業所当たり、４枚以下

⑤ 色彩

ア) 各色相において最も彩度が高い色及び明度が9を超える無彩色は使用できない。

イ) Y、YR、Rの色相において彩度が12を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色は、表示面の面積の1/30以下とする。

ウ) Y、YR、Rの色相において彩度が8を超える色及びその他の色相において彩度が6を超える色（イ）に掲げる色を除く。）は、2色以下かつ表示面の面積の1/5以下とする。

⑥ 壁面利用広告

ア) 面積 ・ 個当たり5㎡以下 ・ 設置する壁面（占用部に限る。）の1/5以下

イ) 高さ ・ 上端高さ10m以下

ウ) その他 ・ 壁面の外郭線からの突出不可
・ 窓・開口部をふさがないこと（広告幕を除く）
・ 意匠が同一のものは1壁面に1個（枚）

⑦ 壁面突出

ア) 面積 ・ 1方向1㎡以下

イ) 出幅 ・ 建築物の壁面から1m以下

ウ) 高さ ・ 上端高さ4.5m以下

エ) その他 ・ 道路上不可

⑧ 自己敷地内建植え広告

ア) 面積 ・ 1方向5㎡以下かつ個当たり10㎡以下

イ) 数量 ・ 2基以下

ウ) 高さ ・ 上端高さ7m以下

⑨ 垣・塀利用

ア) 面積 ・ 個当たり5㎡以下 ・ 設置する面の1/5以下

イ) 数量 ・ 2個以下

ウ) その他 ・ 垣又は塀の外郭線から突出不可

⑩ 置看板

ア) 面積 ・ 1方向0.5㎡以下かつ個当たり1㎡以下

イ) 数量 ・ 1基

ウ) その他 ・ 道路上不可

(3) 複合地域

① 下記に該当し、かつ許可基準を満たしているものは許可不要。

ア) 1事業所当たり、10㎡以下かつ3枚以下の自家用広告物等

イ) 1団の土地又は1の建築物当たり、10㎡以下かつ3枚以下の管理用広告物等

② 色彩

ア) 各色相において最も彩度が高い色及び明度が9を超える無彩色は使用できない。

イ) Y、YR、Rの色相において彩度が12を超える色は、表示面の面積の1/30以下とする。

ウ) 彩度が10を超える色（イ）に掲げる色を除く。）は、2色以下かつ表示面の面積の1/3以下とする。

③ 壁面利用広告

ア) 面積 ・ 個当たり20㎡以下
・ 設置する壁面（占用部に限る。）の1/5以下（商業系地域では1/4以下）

イ) 高さ ・ 規定なし

ウ) その他 ・ 壁面の外郭線からの突出不可
・ 窓・開口部をふさがないこと（広告幕を除く）
・ 意匠が同一のものは1壁面に1個（枚）

④ 壁面突出

ア) 面積 ・ 1方向1㎡以下

イ) 出幅 ・ 建築物の壁面から1.5m以下かつ道路境界線から1m以下

ウ) 高さ ・ 上端高さ4.5m以下 ・ 歩道上に表示する場合は下端高さ2.5m以上

エ) その他 ・ 道路上不可（歩道上のみ可）

⑤ 自己敷地内建植え広告

ア) 面積 ・ 1方向20㎡以下かつ個当たり40㎡以下

イ) 数量 ・ 2基以下

ウ) 高さ ・ 上端高さ15m以下

⑥ 自己敷地外建植え広告

ア) 面積 ・ 1方向10㎡以下かつ個当たり20㎡以下

イ) 数量 ・ 2基以下

ウ) 高さ ・ 上端高さ5m以下

エ) 距離 ・ 相互間距離5m以上

⑦ 垣・塀利用

ア) 面積 ・ 個当たり5㎡以下 ・ 設置する面の1/5以下（商業系地域では1/4以下）

イ) 数量 ・ 2個以下

ウ) その他 ・ 垣又は塀の外郭線から突出不可

⑧ 広告旗

ア) 面積 ・ 個当たり2㎡以下

イ) 距離 ・ 相互間距離5m以上（道路の路肩から5m以内の場所に表示する場合に限る。）

⑨ 置看板

ア) 面積 ・ 1方向0.5㎡以下かつ個当たり1㎡以下

イ) 数量 ・ 1基

ウ) その他 ・ 道路上不可

(4) 芦屋川特別地域

- ①原則として、自家用広告物等、管理用広告物等、案内誘導広告物等のみとする。
- ②下記の広告物は掲出できない。
- ア) 壁面突出（商業系地域は除く。） イ) 広告旗
- ③下記に該当し、かつ許可基準を満たしているものは許可不要。
- ア) 1事業所当たり、3㎡以下かつ3枚以下の自家用広告物等
- イ) 1団の土地又は1の建築物当たり、3㎡以下かつ3枚以下の管理用広告物等
- ④自家用広告物等、③のイ)に定める数量を超えて掲出する管理用広告物等、案内誘導広告物等の数量の合計は、下記のとおりとする（商業系地域は除く。）。
- ア) 一団の土地又は一の建築物当たり、10㎡以下
- イ) 1事業所当たり、3枚以下
- ⑤ 色彩
- ア) 各色相において最も彩度が高い色及び明度が9を超える無彩色は使用できない。
- イ) Y、YR、Rの色相において彩度が10を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色は、表示面の面積の1/30以下とする。
- ウ) Y、YR、Rの色相において彩度が6を超える色及びその他の色相において彩度が4を超える色（イ）に掲げる色を除く。）は、2色以下かつ表示面の面積の1/5以下とする。
- ⑥ 壁面利用広告
- ア) 面積 ・ 1個当たり5㎡以下 ・ 設置する壁面（占用部に限る。）の1/5以下
- イ) 高さ ・ 上端高さ10m以下
- ・ 壁面の外郭線からの突出不可
- ウ) その他 ・ 窓・開口部をふさがないこと（広告幕を除く）
- ・ 意匠が同一のものは1壁面に1個（枚）
- ⑦ 壁面突出（商業系地域に限る。）
- ア) 面積 ・ 1方向1㎡以下
- イ) 出幅 ・ 建築物の壁面から1m以下
- ウ) 高さ ・ 上端高さ4.5m以下
- エ) その他 ・ 道路上不可
- ⑧ 自己敷地内建植え広告
- ア) 面積 ・ 1方向2㎡以下かつ個当たり4㎡以下（商業系地域は1方向5㎡以下かつ個当たり10㎡以下）
- イ) 数量 ・ 2基以下
- ウ) 高さ ・ 上端高さ5m以下（商業系地域は上端高さ7m以下）
- ⑨ 垣・塀利用
- ア) 面積 ・ 1個当たり5㎡以下
- ・ 設置する面の1/5以下
- イ) 数量 ・ 2個以下
- ウ) その他 ・ 垣又は塀の外郭線から突出不可
- ⑩ 置看板
- ア) 面積 ・ 1方向0.5㎡以下かつ個当たり1㎡以下
- イ) 数量 ・ 1基
- ウ) その他 ・ 道路上不可

(5) 南芦屋浜特別地域

- ①原則として、自家用広告物等、管理用広告物等、案内誘導広告物等のみとする。
- ②下記の広告物は掲出できない。
- ア) 壁面突出（商業系地域は除く。） イ) 広告旗
- ③下記に該当し、かつ許可基準を満たしているものは許可不要。
- ア) 1事業所当たり、3㎡以下かつ3枚以下の自家用広告物等
- イ) 1団の土地又は1の建築物当たり、3㎡以下かつ3枚以下の管理用広告物等
- ④自家用広告物等、③のイ)に定める数量を超えて掲出する管理用広告物等、案内誘導広告物等の数量の合計は、下記のとおりとする。
- ア) 1団の土地又は1の建築物当たり、10㎡以下（商業系地域は20㎡以下）
- イ) 1事業所当たり、3枚以下（商業系地域は4枚以下）
- ⑤色彩
- ア) 各色相において最も彩度が高い色は使用できない。
- イ) Y、YR、Rの色相において彩度が10を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色は、表示面の面積の1/30以下とする。
- ウ) Y、YR、Rの色相において彩度が6を超える色及びその他の色相において彩度が4を超える色（イ）に掲げる色を除く。）は、2色以下かつ表示面の面積の1/5以下とする。
- ⑥ 壁面利用広告
- ア) 面積 ・ 1個当たり2㎡以下 ・ 設置する壁面（占用部に限る。）の1/10以下
- イ) 高さ ・ 上端高さ10m以下
- ・ 壁面の外郭線からの突出不可
- ウ) その他 ・ 窓・開口部をふさがないこと（広告幕を除く）
- ・ 意匠が同一のものは1壁面に1個（枚）
- ⑦ 壁面突出（商業系地域に限る。）
- ア) 面積 ・ 1方向1㎡以下
- イ) 出幅 ・ 建築物の壁面から1m以下
- ウ) 高さ ・ 上端高さ4.5m以下
- エ) その他 ・ 道路上不可
- ⑧ 自己敷地内建植え広告
- ア) 面積 ・ 1方向2㎡以下かつ1個当たり4㎡以下（商業系地域は1方向5㎡以下かつ個当たり10㎡以下）
- イ) 数量 ・ 1基（商業系地域は2基以下）

- ウ) 高さ
 - ・上端高さ 5m以下（商業系地域は上端高さ 7m以下）
- ⑨ 垣・塀利用
 - ア) 面積
 - ・ 1 個当たり 1 m²以下
 - ・ 設置する面の 1 / 1 0 以下
 - イ) 数量
 - ・ 1 個
 - ウ) その他
 - ・ 垣又は塀の外郭線から突出不可
- ⑩ 置看板
 - ア) 面積
 - ・ 1 方向 0. 5 m²以下かつ個当たり 1 m²以下
 - イ) 数量
 - ・ 1 基
 - ウ) その他
 - ・ 道路上不可

（6）沿道沿岸特別地域

- ①原則として、自家用広告物等、管理用広告物等、案内誘導広告物等のみとする。
- ②広告旗は掲出できない。
- ③下記に該当し、かつ許可基準を満たしているものは許可不要。
 - ア) 1 事業所当たり、3 m²以下かつ 3 枚以下の自家用広告物等
 - イ) 1 団の土地又は 1 の建築物当たり、3 m²以下かつ 3 枚以下の管理用広告物等
- ④自家用広告物等、③のイ) に定める数量を超えて掲出する管理用広告物等、案内誘導広告物等の数量の合計は、下記のとおりとする。
 - ア) 一団の土地又は一の建築物当たり、2 0 m²以下
 - イ) 1 事業所当たり、4 枚以下
- ⑤色彩
 - ア) 各色相において最も彩度が高い色及び明度が 9 を超える無彩色は使用できない。
 - イ) Y、YR、R の色相において彩度が 1 2 を超える色及びその他の色相において彩度が 8 を超える色は、表示面の面積の 1 / 3 0 以下とする。
 - ウ) Y、YR、R の色相において彩度が 8 を超える色及びその他の色相において彩度が 6 を超える色（イ）に掲げる色を除く。）は、2 色以下かつ表示面の面積の 1 / 5 以下とする。
- ⑥ 壁面利用広告
 - ア) 面積
 - ・ 1 個当たり 5 m²以下
 - ・ 設置する壁面（占用部に限る。）の 1 / 5 以下
 - イ) 高さ
 - ・ 上端高さ 1 0 m以下
 - ・ 壁面の外郭線からの突出不可
 - ウ) その他
 - ・ 窓・開口部をふさがないこと（広告幕を除く）
 - ・ 意匠が同一のものは 1 壁面に 1 個（枚）
- ⑦ 壁面突出
 - ア) 面積
 - ・ 1 方向 1 m²以下
 - イ) 出幅
 - ・ 建築物の壁面から 1 m以下
 - ウ) 高さ
 - ・ 上端高さ 4. 5 m以下
 - エ) その他
 - ・ 道路上不可
- ⑧ 自己敷地内建植え広告
 - ア) 面積
 - ・ 1 方向 5 m²以下かつ個当たり 1 0 m²以下
 - イ) 数量
 - ・ 2 基以下
 - ウ) その他
 - ・ 上端高さ 7 m以下
- ⑨ 垣・塀利用
 - ア) 面積
 - ・ 個当たり 5 m²以下
 - ・ 設置する面の 1 / 5 以下
 - イ) 数量
 - ・ 2 個以下
 - ウ) その他
 - ・ 垣又は塀の外郭線から突出不可
- ⑩ 置看板
 - ア) 面積
 - ・ 1 方向 0. 5 m²以下かつ個当たり 1 m²以下
 - イ) 数量
 - ・ 1 基
 - ウ) その他
 - ・ 道路上不可

（7）広告物誘導地域

- ①下記に該当し、かつ許可基準を満たしているものは許可不要。
 - ア) 1 事業所当たり、5 m²以下かつ 3 枚以下の自家用広告物等
 - イ) 1 団の土地又は 1 の建築物当たり、5 m²以下かつ 3 枚以下の管理用広告物等
- ②色彩
 - ア) 各色相において最も彩度が高い色及び明度が 9 を超える無彩色は使用できない。
 - イ) Y、YR、R の色相において彩度が 1 2 を超える色は、表示面の面積の 1 / 3 0 以下とする。
 - ウ) 彩度が 1 0 を超える色（イ）に掲げる色を除く。）は、2 色以下かつ表示面の面積の 1 / 3 以下とする。
- ③ 壁面利用広告
 - ア) 面積
 - ・ 1 個当たり 2 0 m²以下
 - ・ 設置する壁面（占用部に限る。）の 1 / 5 以下（商業系地域では 1 / 4 以下）
 - イ) 高さ
 - ・ 規定なし
 - ・ 壁面の外郭線からの突出不可
 - ウ) その他
 - ・ 窓・開口部をふさがないこと（広告幕を除く）
 - ・ 意匠が同一のものは 1 壁面に 1 個（枚）
- ④ 壁面突出
 - ア) 面積
 - ・ 1 方向 1 m²以下
 - イ) 出幅
 - ・ 建築物の壁面から 1. 5 m以下かつ道路境界線から 1 m以下
 - ウ) 高さ
 - ・ 上端高さ 4. 5 m以下
 - ・ 歩道上に表示する場合は下端高さ 2. 5 m以上
 - エ) その他
 - ・ 道路上不可（歩道上のみ可）

- ⑤ 自己敷地内建植え広告
- ア) 面積 ・ 1 方向 2 0 m²以下かつ個当たり 4 0 m²以下
 - イ) 数量 ・ 2 基以下
 - ウ) 高さ ・ 上端高さ 1 5 m以下
- ⑥ 自己敷地外建植え広告
- ア) 面積 ・ 1 方向 1 0 m²以下かつ個当たり 2 0 m²以下
 - イ) 数量 ・ 2 基以下
 - ウ) 高さ ・ 上端高さ 5 m以下
 - エ) 距離 ・ 相互間距離 5 m以上
- ⑦ 垣・塀利用
- ア) 面積 ・ 1 個当たり 5 m²以下 ・ 設置する面の 1 / 5 以下（商業系地域では 1 / 4 以下）
 - イ) 数量 ・ 2 個以下
 - ウ) その他 ・ 垣又は塀の外郭線から突出不可
- ⑧ 広告旗
- ア) 面積 ・ 個当たり 2 m²以下かつ計 8 m²以下
 - イ) 距離 ・ 相互間距離 5 m以上（道路の路肩から 5 m以内の場所に表示する場合に限る。）
- ⑨ 置看板
- ア) 面積 ・ 1 方向 0 . 5 m²以下かつ個当たり 1 m²以下
 - イ) 数量 ・ 1 基
 - ウ) その他 ・ 道路上不可

3. 案内誘導広告物の基準

- ア) 表示面積
 - ・ 1 方向の表示面積 2 m²以下
 - ・ 複数の施設へ誘導するために表示する集合看板は 8 m²以下かつ 1 施設当たり 1 m²以下 3 m以下（集合看板は 5 m以下、いずれも建植えに限る。）
- イ) 地上からの高さ 案内誘導しようとする施設等から 1 0 km以内
- ウ) 誘導距離 5 m以上（建植えに限る。）
- エ) 相互距離
- オ) その他
 - ・ 案内誘導のために必要最小限の事項のみ表示すること
 - ・ 方向や距離等、誘導に係る部分の面積を全体の 1/4以上とすること
 - ・ 集合看板については、形状、面積、材料、色彩、意匠等を統一すること

4. 広告物等の種類ごとの基準

- (1) 電柱利用
- ア) 規 格
 - ①突出するもの 縦 1 . 2 m以下、横 0 . 4 5 m以下
 - ②巻きつけるもの 縦 1 . 5 m以下、1方向の表示面積 0 . 5 m²以下
 - イ) 数量 電柱 1 本につき、突出するもの、巻き付けるもの各 1 個
 - ウ) 道路面からの高さ
 - ①突出するもの 4 . 5 m以上（歩道上 2 . 5 m以上）
 - ②巻き付けるもの 1 . 2 m以上
 - エ) 掲出場所 交通信号機からの距離 5 m以上
 - オ) その他の表示方法
 - 突出するものは
 - ①設置する方向が歩車道の区別のある道路にあつては歩道側、その他の道路にあつては路肩側とすること
 - ②柱から垂直に 0 . 1 5 m離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けること
- (2) 街灯利用
- ア) 表示目的 商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする
 - イ) 1 方向の表示面の面積 0 . 2 m²以下
 - ウ) 数量 街灯 1 本につき 1 個
 - エ) 道路面からの高さ
 - ①突出するもの 4 . 5 m以上（歩道上 2 . 5 m以上）
 - ②巻き付けるもの 1 . 2 m以上
 - オ) 掲出場所 交通信号機からの距離 5 m以上
 - カ) その他の表示方法 同一商店街に掲出するものは規格を統一すること
- (3) バス停留所標識利用広告
- ア) 1 方向の表示面の面積 表示板の表示面の面積の 1 / 3 以下
 - イ) 数量 標識 1 本につき 1 個
 - ウ) その他の表示方法 車両の進行方向から展望できない面に表示すること
- (4) アーチ利用広告
- ア) 表示目的 商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする
 - イ) 道路面からの高さ 4 . 5 m以上（歩道上 2 . 5 m以上）
- (5) アーケード利用広告
- ア) 1 方向の表示面の面積 0 . 5 m²以下
 - イ) 数量 広告物等を掲出しようとする者 1 人につき 1 個
 - ウ) 道路面からの高さ 4 . 5 m以上（歩道上 2 . 5 m以上）
 - エ) その他の表示方法 同一商店街に掲出するものにあつては規格を統一すること

5. 特例基準（大規模小売店舗等において自己の敷地に建植える自家用広告物を掲出する場合の特例）

(1) 要件

ア 次のいずれかに係る自家用広告物であること

(ア) 大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗

(イ) 消費生活協同組合が設置する店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が500㎡を超えるもの

(ウ) 農業協同組合が設置する店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が500㎡を超えるもの

(エ) 上記以外の小売業（飲食店業を除き、物品加工修理業を含む）を行う店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が500㎡を超えるもの

(オ) 飲食店業を行う店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が1000㎡を超えるもの

(カ) 駐車場法に規定する路外駐車場で自動車の駐車用に供する部分の面積が500㎡以上であるものを有する施設

イ 設置しようとする 自家用広告物等が、当該店舗等及び駐車場への円滑な誘導に特に必要と認められること

(2) 表示面積の合計に係る特例基準

駐車場表示広告物等は、地域によって5㎡又は10㎡以内に限り、表示面積に算入しないことができる。

(3) 数量に係る特例基準

駐車場表示広告物等は、基数又は個数に算入しないことができる（置看板を除く。）。

(4) 大規模小売店舗等における特例基準

10,000㎡を超える大規模小売店舗等については、景観アドバイザーの意見を聴いたうえで、敷地に接する道路ごとに基準の面積や数量を算定することができる。

6. 自動車に表示する広告物等の基準

種 類	区 分	基 準
宣伝車	色彩等	消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものとする
路線バス	表示面積	1側部につき3㎡以下、後部は1㎡以下
	色彩	彩度が8を超える色は、表示面の1/2以下
	その他	前部には表示しないこと
ラッピングバス	数量	1車体につき1広告
	色彩	彩度が8を超える色は、表示面の1/2以下
	その他	前部、底部及び両側部の前方1/5の部分には表示しないこと 写真を使用する場合は、表示面の1/4以下とすること
		車両設備と紛らわしくないものとする 文字数は必要最小限にすること 車窓上部に文字情報を表示しないこと